

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	<u>統轄監</u> 部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。） 会計管理者（人 事委員会が承認 したものに限 る。）	1種	知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。） 会計管理者（人 事委員会が承認 したものに限 る。）	1種

<p>東京本部の部長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>関西本部の部長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>理事監</p>			<p>理事監</p>	
<p>防災監</p> <p>次長（<u>行財政改革局職員人材開発センター</u>、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）</p> <p>局長</p> <p><u>筆頭総室長</u></p> <p>総室長（子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。）</p> <p>防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	<p>2種</p>		<p>防災監</p> <p>次長（<u>行財政改革局自治研修所</u>、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）</p> <p>局長</p> <p><u>総室長</u>（<u>政策企画総室</u>、子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。）</p> <p>防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p><u>県民室の室長</u>（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	<p>2種</p>
<p>東京本部の部長</p> <p>関西本部の部長</p> <p>名古屋本部の部長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>行財政改革局職</p>			<p>行財政改革局自</p>	

		<p>員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農林総合研究所の所長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農林総合研究所畜産試験場の場長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>行政監察監</p> <p>会計管理者</p> <p>参事監</p> <p>医療政策監</p>	3種			<p>治研修所の所長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農林総合研究所の所長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>農林総合研究所畜産試験場の場長（人事委員会が承認したものに限り。）</p> <p>行政監察監</p> <p><u>建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限り。）</u></p> <p>会計管理者</p> <p>参事監</p> <p>医療政策監</p>	3種
		<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。）</p> <p>防災局の副局長</p> <p>防災局防災チームのチーム長</p>				<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。）</p> <p>防災局の副局長</p> <p>防災局防災チームのチーム長</p>	

防災局危機管理
チームのチーム
長
防災局消防チー
ムのチーム長

副本部長
名古屋本部の本
部長

行財政改革局職
員人材開発セン
ターの所長及び
次長

文化観光局の副
局長

子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長
砂丘事務所の所
長

防災局危機管理
チームのチーム
長
防災局消防チー
ムのチーム長
政策法務室の室
長
県民室の室長

行財政改革局人
事・評価室の室
長
行財政改革局給
与室の室長
行財政改革局業
務効率化室の室
長
行財政改革局財
源確保室の室長
行財政改革局自
治研修所の所長
及び次長

行財政改革局福
利厚生室の室長
政策企画総室の
総室長
地域づくり支援
局移住定住促進
室の室長
地域づくり支援
局中山間地域振
興室の室長
文化観光局の副
局長
子ども発達支援
室の室長
子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長
砂丘事務所の所
長

くらしの安心局
消費生活センタ
ーの所長
商工政策室の室
長

農業大学の校
長、次長及び部
長
森林・林業総室
の総室長
農林総合研究所
企画総務部の部
長
農林総合研究所
企画総務部技術
普及室の室長
農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長

総括検査専門員
企画調整幹（人
事委員会が承認
したものに限
る。）

くらしの安心局
消費生活センタ
ーの所長
政策室の室長

市場開拓局市場
開拓室の室長
市場開拓局食の
みやこ推進室の
室長

農業大学の校
長、次長及び部
長
森林・林業総室
の総室長
農林総合研究所
企画総務部の部
長

農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長

公益法人・団体
指導室の室長
建設事業評価室
の室長

総括検査専門員
企画調整幹（人
事委員会が承認
したものに限
る。）

		<p>室長（管理職手当に係る区分が<u>3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除き、子育て支援総室家庭福祉室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。</u>）</p> <p>チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員、<u>関西本部観光・情報発信チームのチーム長及び関西本部販路開拓チームのチーム長を除く。</u>）</p> <p>企画調整幹 民芸振興官</p> <p>略</p>	4種
地方 機関	総合事務所	<p>略</p> <p>局長（<u>東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。</u>）</p> <p>副局長 課長 農業改良普及所の所長 山陰道推進室の室長</p>	3種
		<p>室長（管理職手当に係る区分が<u>2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。</u>）</p> <p>チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び<u>政策企画総室次世代改革チームのチーム長を除き、子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。</u>）</p> <p>企画調整幹 民芸振興官</p> <p>略</p>	4種
地方 機関	総合事務所	<p>略</p> <p>局長（<u>東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。</u>）</p> <p>副局長 課長 農業改良普及所の所長 山陰道推進室の室長</p>	3種

	基盤整備室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 企画県民室の室長 商工観光チームのチーム長 医療指導監	
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。） <u>農商工連携チームのチーム長</u> <u>（人事委員会が承認したものに限る。）</u>	4種
略		
略		
消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種

	基盤整備室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 <u>米子空港整備室の室長</u> 企画県民室の室長 商工観光チームのチーム長 医療指導監	
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種
略		
略		
消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
東京本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	本部長	2種
	副本部長	3種
関西本部	本部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	本部長	2種
	副本部長	3種
	企業立地・産業チームのチーム長	4種
名古屋本部	本部長（人事委員会が承認した	2種

		略			
	男女共同参画センター	所長		3種	
		略			
	倉吉総合看護専門学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）		3種	
		部長（人事委員会が承認したものに限る。）		4種	
		略			
略					
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	略			
		地方機関	教育局	局長	3種
	教育機関	略			
		埋蔵文化財センター	発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）		4種
	むきばんだ史跡公園	所長		3種	
		略			
略					
警察	警察本部	部長 総括参事官 地域統括参事官 警衛統括参事官 参事官		2種	
		課長 監査官 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官		3種	

			ものに限る。)		
		本部長		3種	
		略			
	男女共同参画センター	所長 事務局長		3種	
		略			
	倉吉総合看護専門学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）		3種	
		部長（人事委員会が承認したものに限る。）		4種	
		略			
略					
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	略			
		地方機関	教育局	局長	3種
	教育機関	略			
		埋蔵文化財センター	発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）		4種
	妻木晩田遺跡事務所	所長		3種	
		略			
略					
警察	警察本部	部長 総括参事官 地域統括参事官 参事官		2種	
		課長 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官		3種	

		首席師範 検視官 管理官（人事委 員会が承認した ものに限る。）	
		略	
	略		
略			

		首席師範 検視官 管理官（人事委 員会が承認した ものに限る。）	
		略	
	略		
略			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。